

荒廃農地の発生防止と解消に関する支援

<対策のポイント>

農地の状況把握を行い、農地の集積・集約化の促進、基盤整備等により、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めることが重要。

<荒廃農地になる前に>

- 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止することが重要。
- 個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域で土地利用計画を策定し、段階的に土地利用の最適化を図ることが有効。
- 区画が不整形、狭小、排水不良など農地の条件が悪く、借り手が見つからない場合、高収益作物の導入や水田の畑地化など適地適作を行うための簡易な農地整備も有効。

<荒廃農地の発生防止・解消>

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

<ポイント>

中山間地域等において農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。



【多様な土地利用方策の取組支援】

<事業の内容>

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や周辺環境整備等を支援します。

【実施期間】 2年以上5年以内

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【交付率(上限)】

ソフト定額
(土地利用構想の策定、実証事業等：交付額上限1,000万円)
(粗放的利用体制整備：交付上限10,000円/10a等) ※3年間を上限
(農用地保全等推進員の措置：交付上限250万円) ※活性化計画の作成又は作成見込み
ハード定率(55%等、交付額上限2,000万円)

<発生防止と解消の具体的ツール(例)>

【多面的機能支払交付金】

○実施期間 平成26年度～ ○補助率 定額

○事例 おおくさ水土里の会（愛知県小牧市）

- ・平成19年度から遊休農地の発生状況の把握、解消の取組を開始。
- ・遊休農地の解消・保全管理のため、現地調査や土地所有者の情報収集、草刈等を実施。
- ・遊休農地の活用のため、近隣の営農者に、耕作を行うよう働きかけ。



【中山間地域等直接支払交付金】

○実施期間 平成12年度～（第5期対策：令和2～6年度） ○補助率 定額

○事例

七折東広域協定（宮崎県日之影町）

条件不利地の荒廃農地の復旧を行うとともに農作業受託を中心にトマトや薬草など農産物の生産。
(荒廃農地解消面積：2ha (H29))



町内の農用地は小面積で階段状 法人による農地の復旧作業

【きめ細かな農地整備等】

1. 農地耕作条件改善事業

実施期間 H27～
補助率 1/2等
事業費要件 200万円以上

2. 農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業(定住促進対策型、交流対策型))

実施期間 R2～
補助率 55%等
地域要件 指定棚田地域等

1は事業メニュー「営農環境整備支援」、
2は事業メニュー「産地振興追加補完整備」、「指定棚田地域保全整備」において、<耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備>が可能

【本格的な農地整備等】

1. 農地中間管理機構関連農地整備事業

実施期間 H30～
補助率 1/2等
面積要件 10ha以上(中山間5ha以上)

(農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず実施可能)

2. 中山間地域農業農村総合整備事業

実施期間 R2～
補助率 55%等
面積要件 中山間10ha以上

(耕作の維持が難しい農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編が可能)